

第6回伊賀市自治基本条例審議会 議事概要

開催日時	2022（令和4）年11月30日（水）10:00～12:20
開催場所	ゆめテクノ伊賀 テクノホール
出席委員	岩崎 恭彦（【1号委員】三重大学） 岩崎 恭典（【1号委員】四日市大学） 藪田きみ子（【2号委員】公募委員） 森本 欣秀（【2号委員】公募委員） 上田 真希（【3号委員】桐ヶ丘地区住民自治協議会） 南 徹雄（【3号委員】東部地域住民自治協議会） 田中 利也（【3号委員】島ヶ原地域まちづくり協議会） 奥澤 重久（【3号委員】西柘植地域まちづくり協議会） 山本 正（【3号委員】ゆめが丘地区住民自治協議会） 村上 靖尚（【3号委員】阿波地域住民自治協議会） 加納 圭子（【4号委員】 - ）
欠席委員	菅野 祖聖（【2号委員】公募委員） 岩崎 吉和（【3号委員】鞆田自治協議会） 西口 真由（【4号委員】 - ）
議事日程	1 開会 2 あいさつ 3 議事 （1）見直し検討について ①人権の視点（第3条第1号） ②自治組織に関する視点（第4章） ▶住民自治協議会の権能や責務の規定 ▶住民自治地区連合会の規定 ▶地域振興委員会の規定 ▶第4章住民自治協議会の節に関する規定 ③条例の構成、新たな視点等
議事概要	<u>1 開会</u> （事務局） 定刻となりましたので、ただいまから、第6回伊賀市自治基本条例審議会を始めさせていただきます。 それでは、事項に入らせていただく前に、何点かご確認・ご報告させていただきます。

★資料の確認

資料の確認をさせていただきます。

事項書の下に資料一覧を記載しておりますが、

<<< 配布資料 >>>

- ・伊賀市自治基本条例審議会委員名簿
- ・資料1 人権の視点_第5回審議会検討結果
- ・資料2 第4章_意見一覧
- ・資料3 自治基本条例(第4章)_新旧対照表(素案)
- ・参考_1 自治基本条例の見直し検討状況
- ・参考_2 (仮称)伊賀市住民自治協議会に関する条例体系表(案)

<<< 共通資料 >>>

- ・参考資料1 答申書(R4.1.31)
 - ・参考資料2 伊賀市自治基本条例の一部改正(とけこみ版)
 - ・参考資料3 住民自治協議会アンケート結果
 - ・参考資料4 類似団体比較一覧
 - ・参考資料5 伊賀市自治基本条例見直し方針
 - ・参考資料6 自治組織のあり方に関する報告書
 - ・参考資料7 県内他市事例
 - ・参考資料8 参考法令等
 - ・参考資料9 パブリックコメント_意見一覧
- (※参考資料8、9は今回の追加配布資料)

資料の過不足がございましたら、事務局へお声掛けください。

★会議及び議事録公開の確認

本日の会議は、伊賀市審議会等の会議の公開に関する要綱によりまして、会議を公開し、会議の傍聴を認めておりますので、本日の会議を傍聴される方、報道関係者の撮影等について、ご了解、ご理解をお願いいたします。

また、会議録についても公開させていただきますので、ご了解よろしくをお願いいたします。

★会議成立の確認

会議の成立でございますが、委員の半数以上の出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

なお、本日は、菅野委員、岩崎委員、西口委員から欠席のご報告をいただいております。

2. あいさつ

(事務局)

はじめに、当審議会の会長であります岩崎会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。

—会長 あいさつ—

おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。本日、主な議題として2点ございます。一つは引き続き人権の視点についてご議論いただきたいということ。もう一つは本日から本格的に自治組織に関する視点について検討を始めてまいります。これにつきましては事務局に地域連携部の方も加わっていただいてその上で審議を進めてまいりたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、以降の進行は会長様でお願いいたします。

3. 議事

(1) 見直し検討について

(会長)

では改めてよろしくお願いいたします。先ほど事務局の方から本日の会議の成立、また会議の公開について報告がありましたのでよろしくお願いいたします。では、事項をご覧ください。議事の(1)見直し検討について、進めさせていただく。これについてまず参考_1「自治基本条例の見直し検討状況」をご確認いただきたい。

当審議会においては、直ちにでも検討が可能なものと腰を据えてじっくりと検討が必要なものとに分けて検討を進めてきた。すでに「1. 令和3年度に一部改正を行ったもの」の検討事項についてはご審議賜って、また条例の改正もしていただいている。現在は、「2. 引き続き検討していくもの」についての検討を進めているところです。この中で、まずは(1)の基本的な人権の視点、そして(2)の自治組織に関する視点、この2点について集中的に審議を進めてまいりたい。

本日は(2)自治組織に関する視点について、地域連携部の方にも出席いただいているので、まずはこの(2)自治組織に関する視点から審議を開始したいと思うが、よろしいか。

—異議なし—

②自治組織に関する視点(第4章)

(会長)

自治組織に関する視点について、大きな方向性として自治組織の仕組みに関する部

分については、自治基本条例からは外して別条例にしていくことは既に当審議会においても承認いただいている。別条例に仕組みや組織に関する規定を出した時に、では自治基本条例に残すべきものは何かということについて、当審議会の担当事項なので、何を残していくかということについて、皆様からご意見をいただいてまいりたい。

そこで参考_1の(2)自治組織に関する視点をご覧いただきたい。これまで当審議会、また、当審議会以前に自治基本条例についての見直しをしていただいていた、そうした経緯を踏まえて、大きな論点としてここに4点挙げていただいている。

第1には「住民自治協議会の権能や責務の規定についての検討」。権能についての見直しとともに、責務の規定を入れる必要があるかどうか、あるとしてそれは自治基本条例に入れるべきか、またどのような規定を入れるべきか。そうした点について中心にご議論いただければと思う。

第2の「住民自治地区連合会の規定についての検討」については、2010年3月に伊賀市における自治組織のあり方に関する報告書が出されている。(参考)の下2行、「新市建設計画期間10年間の暫定措置として、その後は各地域の自治協により情報交換の場として任意に設置する」とある。現在は条例に基づいて設置されているが、これを条例に基づかない任意の設置にするという大きな方向性いただいているので、これを踏まえた検討を進めてまいりたい。

3点目として、「地域振興委員会の規定についての検討」がある。条例上、全ての自治協が設置された後は、それを無くすというような方向性が示されている。住民自治協議会が全域に設置されたため、なおそれを残す必要があるかどうか。あるとして、それを自治基本条例の方に残す必要があるのか。残すとしたら、新たな役割としてどのようなものを考えるべきか、そうした点についてご議論いただきたい。

最後、4点目は、「別条例にする」という点。自治基本条例の方には普遍的なもの、基本的に変えるべきではないもの、そういうものを残しつつ、状況に応じて柔軟に見直しや検討するものについては、別条例の方に移していく。そのような方法で整理をしてみたい。そのような考え方に立った時に、自治基本条例の方に残すべきは何かということについて、本日は資料に基づいてご議論いただきたいと考えている。

既に当審議会でご検討いただいたこと、あるいはそれに先立つ様々な場で検討してきていただいたことを踏まえると、この4点が差し当たっての検討事項ということになると思うが、この点についても皆様よろしいか。

—意見なし—

(会長)

それでは本日はこの4点を主な論点として取り上げながら審議を進めてまいりたい。では事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局)

【資料2】第4章_意見一覧、

◆4つの論点について、これまでの審議会での意見を羅列。

【参考資料3】住民自治協議会アンケート結果について説明

◆令和2年11月～12月に実施したアンケート結果

- ①自治基本条例第4章の第2節で、住民自治協議会の規定について
- ②自治基本条例の全体について
- ③地域のまちづくりの現状と課題について

【資料3】自治基本条例(第4章)_新旧対照表(素案)、

◆資料2、参考資料3の意見を参考に見直し後の素案作成。

- ・24条・・・26条の2(H24改正案)、28条(まちづくり計画)の要素を追加
- ・26条・・・「権能」→「協働」
- ・第3節(地域振興委員会)、第4節(住民自治地区連合会)の規定を検討

【参考_2】(仮称)伊賀市住民自治協議会に関する条例体系表(案)について説明

◆条例骨子

(会長)

市としてどのような検討を踏んで今回の提案に至っているかについてご説明いただいた。事項書の3(1)②に、冒頭で私から整理をさせていただいた論点が4点挙げられている。上の3点について、個々にご意見をいただくとともに、最後には全体を通して、あるいは上3点に含まれない個々の論点などについて、ご意見をいただきたいと考えている。

➤ **住民自治協議会の権能や責務の規定**

(会長)

1点目、「住民自治協議会の権能や責務の規定」について、委員の皆様にご意見をいただきたいと思います。資料2、資料3をご覧いただきたい。資料2にはこれまで当審議会でのどのようなご意見をいただいていたかについてのまとめがあり、これを踏まえる形で、資料3では今回26条については、市と自治協の基本的な関係性というような形で整理してはどうかという提案がされている。具体的な権能については別条例の方に移行し、自治基本条例の方には市と住民自治協議会の基本的な関係性として規定をし直す。そのような提案をしていただいている。このような、「権能」から「市と自治協の基本的な関係性を定める」ものに変えるというような方向性について、どのようにお考えになるかというところが論点の1つかなと思う。

またもう1つは「責務」。責務は、今度は自治協と会員との基本的な関係性が責務の規定に現れているかなと思うので、この「自治協と自治協の会員との関係性」について、自治基本条例の中に規定を置くかどうかということについて、論点の2点目か

などと思う。これらの点についてぜひご意見いただければと思うがいかがか。

(委員)

別条例にする時に、26条の2の形がそのまま条例に載るのかと思ったら、そうではないということは理解できた。ここは自治基本条例に残すものを論議する場ではあるが、別条例として、平成24年に議決されなかった文言については、全員一致ではないが非常にこれはあった方が良かったという意見も多かったように記憶しているし、私もそう思っている。ですので、こういったものは責任が重いかわからないが、情報共有や、この自治協の中あるいは自治会の中でこういう問題が発生してこうしますので住民集まってくださいといったことが果たされていなかったということで、私の知っている中でも、自治会あるいは自治協に対しての訴訟が起こっている。もう和解や、いろんな形で終結はしているものが多いが、やはり住民側からそういう訴訟を起こされるような情報共有の中身、あるいは実際にやらないといけない事が出来ていなかったということが、裁判の中でも明らかになっている事例も私は聞いているので、こういうよくできた条文が別枠で作る条例の方で検討しますでは、どんなものになるかわからない。これがそのまま今この審議会でも基本条例に載せるべきだということで論議するのであれば、ここでいろんな意見ができるが、別でやりますだと自分も賛成して良いのか、反対して良いのかわからない。簡単に言うと、これは、一度否決されているが、そのまま残すべきだという意見を持っているので、そういう意見と、別枠で条例を作るので、ここについては論議しませんということになると、ちょっと意見をしにくいなと個人的には思っている。

情報共有の点で訴訟が起こっていることも認識してください。これは事実です。

(事務局)

基本的には並行して、していくべきものだと思っているし、自治基本条例に何を残すかということと、組織条例の方に規定していくものは裏表の関係にある。表裏一体だと思うので、同時進行で議論しないと、こちらだけ先に議論ということはできない。

(会長)

地域連携部の方にも同席いただくようになったのはそういう経緯があると思うので、同時進行でどういう別条例ができていくのかということ。

(委員)

私たちもそれに参加できるのか。

(会長)

やはり、基本的にはこの自治基本条例に何を残すべきなのかというところを中心に

ご議論いただきたいと思っている。ただ、やはり表裏一体のところはあるので、別条例についてのご意見をここで伺わないということではない。参考意見という形になるかと思うが、ご発言をいただければと考えている。

(事務局)

特にトーンは合わせる必要があると思うので、権能の部分について割と強く書くのであれば、当然それに対する責務は強いトーンになるだろうし、権能に関して自治基本条例に残すべきものを緩やかに書くべきだとなれば、責務もそういうトーンになってくるかと思う。

(委員)

平成 24 年の時の議事録も前に全部読んで、自分たちはこのこととあと一つ何か自治協の勉強会みたいなものを市民レベルでやったことがあり、資料を読み込んだりしたことが過去にあった。今のように意見が出せるということと表裏一体ということはよくわかったが、これは一度議会で否決されていて、その時の議員がどういう意見を言ったかということも、覚えている。自分は賛成だが、負担が多いとかで反対している意見は議員以外でも結構あると思う。だからこの会議でなくても、きちんと話をして、ここで話したことは答申という法定拘束力のない形で意見書として、議会に行くという形にはなると思うが、そうであるにしても、自治協の代表の方が多数参加されておられるので、しっかり論議した上で答申を作った方が良いのではないかと考えている。

(会長)

同感です。しっかり議論して答申をまとめたいと思う。

(委員)

権能と責務について、このことについては私どももいろいろとまちづくりの中でも話をしているのだが、責務はあるが、権能はなかなかまちづくりでは無い。どんな権限を与えられているかという点、自治協にはそんなに権限は無い。これから本当に住民自治協議会が自立をして、その地域にいる人たちの生活を担保して、守って活動していく中では、やはり権限が必要。それから財政処置については、活動の拠点は提供されているが、財政支援が年々減らされていく。うちも今年から指定管理を受けて、生き残りをかけて地域で住民自治協の活動をして、地域の皆さんと活動する。それで地域の活性化を図っているということで、目的を持ってまいらせていただいているが、いろんな自治協との意見交換をさせていただくと、もう自治協がもたない、財政支援もだんだん減らされていく中で、十分な自治協としての活動ができないということがいろんな方から意見として言われている。そういう時に、去年から地域連携部が発足をした。地域連携部がどれくらいこの住民自治協に対して援助、支援をして、やって

くれているのか、やってくれるのかという期待を持っていたが、中々そこまで実際、今、していただけていない。それと、支所は何とか残していただいたが、支所機能も縮小されていく中で、住民自治協がかなり負担を被ってきている。そういう中で地域連携部がそこへ来ていただき、支所の担当者と一緒にその地域に対して援助してくれているかといえば、地域連携部が来てくれているが、していただけていない。大変、今、現実には厳しいところ。

一つは、市民センター条例がある。市民センター条例は、これは市民のためのセンターだから無料開放ということになっているが、その地域の人たちにとっては無料というか、有料にして減免をすれば良いのだが、地域外の人については、有料にしていくべきだ。でなければ、住民自治協が自立をしようと思っても、包括交付金だけでは、もう回らない。そういうところで自治協自体が収入を得て、自立をさせていくためには、やはり、市民センター条例も改正をしながらやっていっていただきたい。

それから、いろんなことで支所、本庁と話をしているが、やはり権限がないということが一番弱い。地域開発についても、私どもは、ある大きな大手の機械メーカーと、連携協定を結んであるので、その会社に対してもきちっとものは言っているが、やはり地域のそういう企業とのいろんな地域開発に対して意見を私たちが言っていく、またその時の権限というのは無いので、全て支所任せ本庁任せになっている。地域にそういう権能を与えていただくということがやはり大事かなということも思っているの、非常に今、悩ましい現実。どうしていったら良いのかということ、ここで、この条例についても、きちっとしていただかないといけないし、私も意見を申し上げていきたいと思っているが、なかなか基本条例を整理するという事は難しいですね。26条は、これは残してほしい。ぜひとも、私どもはそういうふうに思っている。

それから、地域振興委員会はもう全ての地域で自治協が設立されたのであまり必要ない。そのかわり、26条を残して、連合会については、その地域で支所単位に連合会も作って、市と連合会がいろんな情報交換をしながら話ができる場所を残していくことは大事なことでなかろうかと思っている。

(委員)

委員の意見に私も同意だが、去年の支所問題の際、私たちはこの自治基本条例の26条の第2項第3号の同意を権能として、我々としてのそういう意見ができないものかという思いがあった。市長が別に定めると書いてあり、同意事務に関する規則があるのだが、それを見ても、その地域にとって非常に大事な施設の改廃に関する事についての同意と書いてあったので、これはいけると思ったが、市からの説明会で、それは関係ないとおっしゃられた。ほとんど意味がなかった。この権能について、本当に大事な支所問題の時に何にも役に立たなかったという権能だった。だから、文言にただ表されるだけで、実際にどれだけの効果を持たせるかということ是非常に難しいものがあるのだなという気がした。

それと、行政側と住民側という立場について、補完性の原則の話でも申し上げたが、県や基礎自治体は同じ方向を向いているが、住民は実は向いている方向が逆。それはなぜかという、いわゆる地方自治というのは、負担分任という大きな原則のもとで、成り立っているから、当然我々はそれによって行政側から受益と能力に応じて税を賦課されている。そういった形で私たちは、一応そういう行政のサービス、行政の役務のための財源を分任していて、かたや行政側はそれを住民側に提供し、住民としてはそれを等しく享受する権利を持っているわけだが、そういう立場に立っているものが、同じ立場にない。立っている位置が違うし、向きも違う。自治基本条例を作るにあたって、では住民自治協議会とは一体何なのか。住民が集まる任意団体であるならば、その姿とは一体何なのか。1人1人の住民、そういう立場に立っているものが集まって、果たしてどんな権能、あるいは、自分たちで何かしなさいと言われても、向いている方向が逆なのだから、我々は一体まちづくりと言われても、例えばソフトもハードもあるのだろうと思うが、私たちが住んでいる地域の環境を良くするために自主的に努力はするが、それすなわちまちづくりになるかどうか、非常に難しい問題もあって、我々ができる範囲は、限られていると思う。というのは、それこそお金も無いし、そんな能力的なものも、力も無いわけだから。そんな中で、特にこの頃は、地方分権が進む中、地方自治の形態もだんだん変わってきた中で、住民に対して何かそういう一種の押し付けということはないが、いろんな形で依頼を言われることが多い。でも、基本的にそういう立場で、我々は負担分任という中で義務を果たしているわけなので、やはり行政が本来やるべきことを、どこまで我々が代わってやるのか。そこの本当に基本的なところが、なかなかこういうものを見ながらだが、本当にこういう形でしていいのか。実際に地域の中では、高齢化して行って、高齢化だけではなく、子育て世代もどんどん出て行ってしまっている。子育て世帯が出てしまうということは子どもたちもいなくなっている。高齢者、昔は第一線で一生懸命頑張って、分任も果たしてきたものが、やっと落ち着いた。そういう立場にある者に、これからまだまだいろんな形でまちづくりやりましようと言われてたら、中々これは現実の中では難しい部分もある。そういうつもりはないのだが、やれることはやるけども、こういう条例にしてしまうと、果たしてどこまでする必要があるのか。私たちの立ち位置は一体何なのかということが非常にわかりにくくなってしまふ。そこのところについてはまず基本的なところをもう一度、立ち位置なり、住民自治とは何なのかということ。自治会を骨格にして住民自治協議会ができていくが、自治会の基本は、相互親睦。みんな仲良くしましよう、それによって地域の繋がりを作っていきましょうから出発しているのだから、ここでいろいろなことを理想として挙げられているのは良いのだが、少し立ち位置の問題で、何かずれが起こっているかなという気がした。

(会長)

ご意見を伺っていて、2点思った。1つは、これは別条例の方の話にはなってくる

が、参考_2を見ると、今度、自治協の事業についての規定を追加するという提案がされている。自治協とは何なのだ、どういう事業を担うのが自治協なのだ、決して親睦団体ではないよということがこの事業の規定が置かれることによって明確になってくるだろうと思うし、そういう事業を担う自治協に対してどういう支援がありうるのかということも、かなり具体的な議論に進んでいくことが期待できるのではないかと。

もう1点は、自治基本条例の方には何が残るのかということだが、今までも自治協の権能は、市に対して、市との関係の中でどういう権能を自治協が持つのかというようなことが定められていたと思う。これを今回の提案としては、市と自治協との基本的な関係として、さらにどのような関係にあるかということを確認にしていこうというような提案なので、どういう関係を市と自治協とで築いていくのかということを探る中で、それは考え方として示すのが良いのか、権能として具体的に示していった方が良いのか、そういうことについてもまたさらにご議論いただくと良いと思う。

(委員)

確かによく言われるのが住民自治協議会は事業体なのか、協議体なのかというところ。いつも議論になる。

(会長)

重要なことだと思う。ここはその位置付けを別条例の方でより明確にしていこうという方向での議論だと理解している。

(委員)

補完性の原則は残して欲しい。自治協と市の間柄について、島ヶ原の中でのことをいろいろお聞きしたが、どこの地区でも一緒だ。包括交付金も右肩下がりになっている。人口も減ってはきているが、減る中でうちは一番大きな組織で、12,000人ほどおり、そして自治協の役員が大体80名ぐらい。住民一人一人にいろいろな活動でお願いしても、だいたい出てくるのは役員プラス住民の方100人ぐらい。なので、会議を開いた時に一般の住民から、自治協とは一体何なのだ、みんなに行き渡っているのかという話が出る。部会の活動も7部会ある中で、全体に集まる一番大きなイベントは防災訓練だけで、それしか参加できないので、何がメリットあるのかということだが、これからはそういう面でいろいろ考えていかないといけないと思っている。

それから、上野連合の方も、22団体があり、年に4回ぐらいやっている。自分たちで問題提起して、自分たちで市の力を借りて解決していこうということが私たちの今のスタンス。だから、誰に何をしてもらおうとか、誰がやったからどうのこうのとか、お金をくれとか、補助金を増やせとかそんなことではなくして、上野連合の22自治協みんなで考えて解決の方法を見つけ出して、なるべく金のかからないような方向でやっていこうということを年に4回やっている。その時に、資料2に、《地区連合会の

中で情報交換等をしてはいますが、行政からの連絡事項ばかり」とあるが、説明だけして帰られて、質問したらもういないなんてことがある。自治基本条例で大きな柱はあるけども、そういう細かいところ、市と地域、連合とうまくスクラムを組んでやっていけるような雰囲気作りをしてほしい。

もう一点は、内容について我々はいつも提案をしている。受け身ではない。市から言われて、開くのではない。前回会議で皆さんに何か困ったことはあるかお聞きして、空き家対策もやったし、買い物難民のこともやったし、それもみんなが知恵を持って前向きに言っている。だから、こういう大事なことは、これからもいろいろやっていきたいと思う。そういうことを一つ一つ積み上げて自分たちでできることは自分たちでやろう。できないことは市に願う。これが補完性の原則だと思うので、市と連携をとって少しでも進んでいきたいなと思っている。

(委員)

地域連携部の意見を聞きたい。

(会長)

よろしいか。地域連携部の方からご意見をいただきたいというリクエストが入った。現段階でお話しになれる範囲でお願いします。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。なかなか厳しいお話もいただく中で冒頭、支所の縮小とかいろんな話があり、なかなか地域連携部が、ある意味期待していた部分があるのになかなか役立ってないとか、総じて言うとそういう話なのかなと思う。その中で一つ、支所が地域連携部と一緒にという話だったが、たてつけとしては、今さら言う話ではないが、支所も地域連携部の中の一課という位置付けであるので、各支所の当該エリアに関しては、支所が一生懸命している。していないとは私から言う話ではないが、一生懸命させていただいているつもりでおり、それが思うようにできていないという部分が先ほどから言われるように、縮小という言葉で表していただいた部分があるのかなと思っている。また、地区市民センターの有料化の話、あるいは、連合会を開いてもそれぞれ担当課が来て説明して、質問しようと思ったらもういないとか、そういった一つ一つの話も私どもの中でわからない話でもないので、そういったところも、審議会と直接関係ないような、あるような部分の話でいろいろあるかと思うが、いただいたご意見は部に持ち帰って、今日の審議会でこういった話が出ているということは、情報として共有をして、おっしゃっていただいたことが全て意にかなうようなことになるとは、ここで言えるようなことではありませんが、もちろん必要な部分として今日のお話を伺って帰りたいと思っている。

(会長)

権能と責務についてはよろしいか。次回に向けて審議会の意見を持って帰っていただき、さらに事務局で検討いただくということになると思うが、26条の2との関係で申しますと、権能として自治基本条例に残るのであれば、26条の2はそれに対応するものとしての責務になると思う。ただ今回の提案のように、市と自治協との協働あるいは関係という形で、26条を規定し直すとするならば、26条の2は、自治協と会員との関係という形になるかなと思う。いずれにしても、残すという方向は、委員の皆様で共有しているかなと思うので、それを権能と責務という形で残すのが良いのか、それとも市と自治協との関係、そして、自治協と会員との関係というような形で残すのが良いのか、そのあたりのことを事務局としてまた考えを整理していただき、次回ご提案いただくという形になるかなと思う。

(委員)

支所問題の際に、市が同意は関係ないと言ったということについて、条例に提案権・同意権・質問権が規定されていることは良いことだとなっているが、ここでいう地域に重大な影響を及ぼすような事業について、同意がなければできないことと、同意がなくてもやるのだという線引きがどこにあるのかは、そっちの方が大事だと思う。同意もなければ、何もそんな立派な条文を残す必要はない。私としては同意権とか、ここである提案権とか質問権というものも住民の組織が責任も持って、ある程度の予算措置も受けて対応できるようにしていくのが良いと思うが、条文に同意権と謳われてあっても、同意なんか関係ないのだということがほとんどであるのなら、条文なんかいらぬ。建前の条文なんかいらぬと思うが、これは行政の方に聞いても曖昧な回答しかできないと思うので、どのように考えられますか。

(委員)

同意権については、具体的な事象に関わることなので、理念条例に載せるのは良いが、複雑であれば、組織条例の中でその同意権の手法なりを書き込むということも一つの手かと思う。というのは、どこかで載せておかないと、理念条例の空想条例になってしまうので、それだけは避けたい。伊賀流自治ということで条例冊子の最初のページに載っているが、その中にも尊重や、諮問してそれに対して答申をしましょうと。ここには同意までは書いていないけど、その言葉を含めて、諮問答申という流れになっているので、諮問・答申というのは基本条例の中に当然入れておかないといけないだろうし、ではどんな形で諮問をするかというのは組織条例の中で決めれば良い。そういう意味では表裏一体でないけども、そこまで踏み込んで考えておいた上でこの理念条例を決めていくのが妥当かなと思う。

(委員)

いくら良い条文を作っても実行性がなければなにもならない。実際に支所問題の際に本当に痛感したが、同意権を持っているのだから最後のイニシアチブは我々にあるというお話をさせてもらったら、いやそれは関係ないというわけです。同意事務に関する規則にもこう書いていると言ったら、書いてあるが実はそれは逐条の中で支所は関係ない、モノを建てる時の話だと言って逃げられてしまった。そうすると、この権能って一体何なのか。やはり基本条例の中に権能って必要だと思うのですが、これは行政に向かっているものであって、もう少し整理し直して、実効性のあるものに文言も変えていただいた方が良いでしょう。あまりにも漠然と書いてあるが、本当にその通り権能、能力は持っていないような経験をしたので、そういうことはもう一度しっかり作り直した方が良いでしょうかなと思っている。それに対応した責務というのは、これは方向が逆。これは住民側に向くわけだから、対ではないのだろうと思うが、だから26条の2という条文の意味もややこしいのだが、方向が逆。この権能に対して、我々は市に何か義務を持つというのであれば、26条の2なのだろうが、そういうものではないと思う。そこも含めて、先ほど委員からもあったように、いくら良い文言を並べても、実効性がなければ何もならないので、そういう形でお願いしたい。

別条例にするのは、私たちも今、計画、規則を作り直しているが、作るにあたって、やはり依拠するようなものが欲しい。この基本条例だけではなかなかそれが構築できないということがあって別条例でももう少し細かいものを作ってほしい。

(会長)

この審議会に副会長に参加していただいているのは作った時どういう思いを込めたのかということをお話しいただくということだと思うので、その話を私の後にぜひ岩崎先生にさせていただければなと思っています。皆様のご意見を伺っていて、私も基本的には実は同感で、やはり法律家としてはもっとこれを、議論を深める必要があったなと思う。普通、権利あるいは権限というのは要件と効果を定めたルールが必要で、どういう要件を満たす場合にその権限を行使できるのか、その権限を行使したらどういう法効果が発生するのか、これをきちんと定めて初めて権利が生きると思うが、基本条例はやはり具体的な要件だとか、その効果だとかを定めるのに適した条例ではないと思う。それを規則の方でやってしまったので、少し形式的な議論に留まってしまったかなというところはあって、本来はちゃんと要件と効果を書き込んだ条例をこの権限を生かすためには必要だったなというふうに私は思う。ですので、基本条例の議論というよりは別条例の方で、この条例が制定された時にこの26条に込めた思いをどう実現していくのかということをご議論いただくのが良いかなと考えている。

(副会長)

法律のご専門の立場から言えば、まさにそのとおりだろうなと思う。ただ、この基本条例を作った時に、いわゆるまちづくり協議会というものを規定した、その理由と

というのは、今のような状況に伊賀市はなっていくだろうということを想定していた訳です。要するに、それまでの、例えば島ヶ原で言えば、村が全力で村民のそれぞれの生活の面倒を見ていたということ、これはもう多分島ヶ原だけでは無理だ。だから伊賀市という大きな自治体を作って伊賀市で処理できるものはするし、それからもう一つ、支所でできるものはするけども、その支所の中でやるものは今までとは違ったルールが必要になるのではないだろうか。つまり住民がこれまでの伝統的な村と住民との関係ではなくて、自分たちで何かできるようなことはもう自分たちでやろうではないか。そして、それをまさに、支所は支援をしていくような、そんな仕組みとして作っていくという時に何が重要かという、先ほどの話でもあったが、事業者が必要だし、その前提としては協議体が必要だろう。そうすると協議をする体制というもの、をまずこの自治基本条例で作っておく必要があるのではないのかということがそもそも住民自治協議会を作った時の最初の話だ。要するに、協議をするのだということ、それから将来的にはその協議の結果、自分たちで事業をしていく。そうするとみんなで協議をした結果を共有する部分が必要だから、あえて地域まちづくり計画というものが入っている。共通の目標をまず作っていきましょう。そしてそのまちづくり計画に基づいて事業をしていきましょう。その事業の主体までを、自治基本条例の中では考えていた。だからその手続き論が中心になっちゃっている、この同意権等の話というものよりも、むしろ事業者というものを中心に考えていたというのが、当時の実情だろう。ただ、今、状況は、この基本条例の想定していた2025年の高齢化率30%を遥かに超えちゃったわけだから、この伊賀市の中でそれぞれの地域がやらなければいけないことの必要性というのは、その当時よりもはるかに増している。そうすると、もう一度この住民自治協議会というものを作り直せるような、手続きというものを組織条例の方にはもう少し書いておくべきだし、今後、住民自治協議会の権能というものがどんなものがあるのかということはある意味、これからの5年10年を見据えて、もう一度書いておく必要はあるような気がする。例えば事業者なのか協議体なのかということは、協議をするところが重要ですよ。そして事業を実際に担うところが重要ですよ。協議と事業を担う部分について、市も支援をしていきますよというような、そんな書き方をまずしておく必要があるだろうなと思う。そして、その中で同意権であるとかそういうものについては、たしかに想定しないことが、この基本条例を作った後に多々出たということがある。当時、話があったのは、例えば、遥かに離れた地域に最終処分場ができるという時に、遥かに離れた地域のまち協がそれを反対だと言ったら、それは本当にできないことになるのだろうか。要するに、何らかの規則が必要だよなということ、議論は当然、当時あった。なぜなら、それがもしも可能になるのであれば伊賀市内には残念ながら、どこかが持たなければいけない最終処分場が一切できなくなる。そうするとゴミ処理自体が停滞してしまうのではないかと、いうことも、多分、ありうるだろう。それでは駄目だろうから、そうするとそれはやはり、市、あるいは議会が議論すべきことであって、それを一住民自治協議会がこの

同意権を使って、意見表明はあったとしても、それを尊重はするが、それが決定権は持たないよという言い方をしなければいけないのかなというようなことがあって、ただそれを今お話があったように支所の問題は関係ないということまでは、私はこの条文では読めないなと思う。ただ、尊重はするけれども、決定権ではない、というところは重要ななと思って、今お話を聞いていた。

(委員)

今の最終処分場ができる場所とかけ離れた地域というお話は、最終処分場ができる地域を管轄する住民自治協議会あるいは自治会の同意は、反対しても賛成してもそれだけではいかないかもわからないが、かけ離れた地域ではなくて、まさにできる地域を管轄している所だと十分同意権は成り立つのではないか。

(副会長)

それは成り立つ。

(委員)

当然ですよ。住民自治協議会というより地権者の同意ということがある。

(副会長)

ただ、それは他の法律の仕組みで具体的に同意権の話とかが出てくるから、そちらに依拠すべきであって、関係が深いからという形では、この住民自治協議会の議論というものが地域の意思を代表しているものになりかねないから、だから慎重に、その権限の権能の行使はすべきだというふうに思っている。

(委員)

その通りですね。現実的には、自治会なんかは、結構その権能がある。

(副会長)

自治会は、権能はあっても、決定権はないのではないか。

(委員)

自治会としての同意ではないが最終的にそこへ持っていくような形で、地域の中で何か物が建つとか、どうするということは成り立っている。自治協に参画している役員の方も自治会というのをやっていたり、OBになったりしてそういう自治運営をやってきた人が多数みえるので、そのあたりのやって良いこと悪いこと、住民にどう聞かないといけないかということが染みついている。だからそこは分離して考えられないと思う。

先ほど質問したことはわかりました。かけ離れた所と関係ないということは。

(副会長)

一言、これは言っておかないと、と思うのは、自治会の会長がハンコを押す話と住民自治協議会の会長がハンコを押す話は全然違う。まさに訴訟が起こるのは住民自治協議会の会長がハンコを押すから訴訟が起こる。自治会の会長がハンコを押して、それで訴訟が起こるといっても、自治会はあくまでも任意団体。

(委員)

任意団体だが、実際、産廃の話で、10何年前に起こったことでその地域の自治会が連携してやらないといけないことに、一番影響の大きいところがハンコを押さなかった場合に、何か急に組織を作って、それで県でまとめた実例がある。おかしな組織の使い方をされたことがある。だから先生が言っていることは逆です。そういうむちゃくちゃなことも、やはりその組織を使って大きな力でやる時はある。だけど、そうではなく、普段の自治のあり方でいくと、自治会での同意というのは自治会のハンコだけではなく、それぞれの地権者や、その地域の総合的にみんなが納得できる意見というものをまとめながら丁寧にやった上ででないに進まないということが小さい単位ではある。

(副会長)

それは十分理解はしている。ただ、やはりこうやって条例に位置づけてある団体というものの大きさというものは考えておかないといけないだろうなということ。

(事務局)

次回の審議会に向けて作業をしていく時に、少し確認をしたいことが今の議論の中である。自治基本条例自体が、市民が主役になったまちづくりをしていこうということで定められている条例という中で、それぞれ章は違うが、市役所と市民の皆さんの約束事、自治協さんとの約束事を規定していて、その中で権能について、どんなことで物を申せていけるのかということはいっしょに謳って欲しいということが意見として出たと思う。その時に、ベクトルの話もあったが、意見を市役所に言う時に地域の中での合意を図っておいて欲しいというようなことは、市民が主役になったまちづくりという意味では自治協さんもその役割は果たすべきだろうというようなことを次の作業では書いたものになっていくと思う。

それから、住民自治協議会とはそもそも何かということで、条例の中では、24条で、自発的に設置された組織で、その大きさは、旧の小学校区くらいのイメージで、共同体意識の形成が可能な一定の地域という言い方はしているが、表現としては自発的に設置された組織と言っている。そんな中で、別出し条例を作る時に、自発的に設置さ

れた組織のルールをどこまでその組織条例で規定しておくかという部分を非常に悩む。組織条例はこの自治基本条例とも裏表の関係にあるし、市民との約束事ということと言うと、住民自治協議会というのも一定、市民との約束事はしっかりと謳っておかないといけないのかなと思うが、それを自発的な組織と言われているところにどう規定を書いていくかという部分が一番大事なのかなと思っている。次回に向けてはそういう部分を今日の話の整理させてもらいなからしいといけない。

(委員)

言われていることもわかるが、地域の意見の合意と言われても、自発的に作った中では合意形成できない。要するに、全員が会員ではないので、どうして合意を図るのですかということがでてくる。

(事務局)

一つの組織として、何かアクションを起こす時は、組織としてどうやって決められたのかということがないとなかなか厳しいのではないのか。

(委員)

それはそうだが、その住民自治協議会のエリア全員の合意が必要だという言い方をされた。

(事務局)

私の言い方が違った。住民自治協議会としての合意が必要だというふうに捉えてもらった方が良い。

(委員)

住民自治協議会に加入されている方の合意ということですね。

(事務局)

住民自治協議会に入るかどうかはあくまでも任意という規定になっている。入れる権利は皆さんあるけれども入るか入らないかは任意。

(副会長)

その時に、この資料2にも書いてあることで、解散権の話があるが、これはどうなのか。要するに、認可するのだったら解散は有りだが、自主的に届け出があるのだったら、解散だけを市が命じるというのはおかしい。

(事務局)

それについては内部でも話をしていて、住民自治協議会は、この条例上で言うと2つの意味合いがあると思っている。1つは、自発的に設置された組織という点で、地域の中で組織化された時点でいわゆる住民自治協議会だと思う。その後、市に届け出がしたことによって市が支援したりする団体としての住民自治協議会という次のステップがあると思っている、その団体になるためには、なにかしらの一定約束事というものがあるのかと考えると整理させてもらい、参考_2の組織条例の中に協議会がやるべきことということで、事業を入れた方が良くはないかという話や、あるいは自治協は自発的に設置されているので、活動に制限はないと思うが、市の一定の支援を受けるための組織であるならば、そこには活動の一定の制約というものが必要なのかなということなので今回、たたき台を提示させてもらった。そのあたりの議論を皆さんとキャッチボールしながらこの条文をどうしていくか決めていきたい。

(会長)

先ほどの2段階の話だと、従来は自発的に組織された団体だが、届け出の規定が条例の中に置かれていて、届け出してもらうことによってということだったが、その届け出の規定が外に出るので、市と自治協がどういう関係にあるのかということも条文として置く必要がおそらくあるという話だと思う。ただその関係のことは関係のこととして、権能の規定はやはり要るのではないかというご意見が今日の多数だったかなと思うので、そのことを踏まえてまた次回提案いただくということになるかと思う。

(委員)

自治協という組織の中には、自治会、私どもは区長会と言うが、それが強制的に入っている。区長部会という一つの部会を作っている。区長部会が入っているので、任意団体というか、自主的に来れば良いということだけではなく、全員が参加しているという意味合いで、自治協会長が少し誤魔化して命令権を発するような文書を出したりしている。ただ、それを補完するために自治協会長名の下に各区長会の区長の連名のハンコをついたりして、市への要望を出させてもらっているかと思う。そこは曖昧を得意とする中でしているのだが、区長部会が自治協の中に入っているので、自治協会長というのはその上にあたる。そこに権能を持たしても何らおかしくない。区長はこれまでなら市から一応、手当も出してしていた経緯があるので、今はそれがなくなってしまうかと思うが、そういったことも可能かなと思う。その時に気をつけないといけないのは、市長の部下ではない。だから反対意見も堂々と言えるようなシステムというのは欲しいと思うが、そういった区自体が今の自治協だというふうに私は理解して運営してきたわけなのだが、それはうちの地域だけの話だと言われてしまえば、こちらは組織なり、考え方を変えなければならぬがいかにか。

(委員)

他の地域はわからないが、よく似ているような運営をしていると思う。骨格は一緒だと思う。どうしても自治協と自治会で分けたいようなところも先生たちはお持ちかもわからないが、現実の運用の中では丁寧にやっているとそうになってしまうし、ほとんどの所がそうではないか。

(副委員長)

そこは、一律に決める必要はないだろうと思う。だからプロセスが重要で、こういうふうにしていきましょとみんなで話し合っ、みんなで共有のルールを作ったという、その経緯が重要。

(委員)

今まででも、自治協の会長が何かをする、そういう文書を出す時には会長名でハンコを押して出すが、それは各自治会のいわゆる会長、区長の総意のもとで、協議をしっかりとしながら、それを出していくというような方向でやっている。それにしても、その権限を会長に持たせていただけないといけない。きちっと合意して、プロセスもしっかりとしながら、会長が代表として権限を持ってやるということが大事。

(副会長)

それは条例に書かないといけないことか。

(委員)

どうかな。

(副会長)

おそらく申し合わせのような感じで、要するにルールだろう。ルールをしっかりとこれから住民自治協議会の皆さんにはもう1回、自分のところのルールブックを作っていたかかないといけないなと思っている。

(委員)

それができてないところがある。

(副会長)

当然そうです。

(委員)

先ほどあったように、区長の会があって、それも自治協の一部会として存在するわけだが、それだったら自治会に入っている人全員が会員なのかというと、今度はまた

自治協議会の中に入ることができるという規定を作っている場合が多いと思う。二重になってしまっていて、認可地縁団体が多いが、認可地縁団体といえども全員が入っているわけではなく、エリアの人で出入り自由なので、そういう塊と、逆に部会として入っていて、住民自治協議会にも入ることができるという規定があって、一体どこまでがというのが非常に難しい。合意形成が難しい。

(副会長)

そこはそのとおりだろうと思う。だから、まさにそのプロセスが重要で26条の2に書いてあるように、みんなが知っているよという手続きを踏んだ方が良いのではないですかということが、10年前の26条の2だった。

(会長)

権能と責務については、次回はさらに一段階具体的なものが出てくると想像しますので、それをもとにしてまた議論いただきたいと思う。

➤ 住民自治地区連合会の規定

➤ 地域振興委員会の規定

(会長)

続いて住民自治地区連合会、地域振興委員会の規定について。地区連合会については元々、過去に見直し検討いただいた時に新市建設計画期間の暫定設置として、その後は条例に基づく設置ではなくて任意に設置する。このような方向性を示していただいていたところだ。

また、地域振興委員会については全ての地区に自治協ができたことをもって条例の中からは削除をしても良いのではないかなというような方向性を示していただいている。このことについて、自治基本条例の中に残すか残さないか。残すとしてそれは自治基本条例か望ましいのか、それとも別条例なのか、このあたりのことについてご議論いただければと思うが、いかがか。

(委員)

今、全ての地域で自治協が出来ているが、自主的にその自治協が解散された時に、それではどうするのかと。連合会はあったとしても、解散してしまったら、その地域の住民は役務の提供を受けられない。そうすると、先ほど言っていた、連合会ではなく、地振興委員会というのが行政的に作られていて、そこがその地域の住民の皆さんの面倒を見るということになるのかな。そうすると地域振興委員会というのは残さないといけない。

(副会長)

自治会は解散したらどうなるのですか。

(委員)

自治会は解散できないでしょう。

(委員)

今、我々の地域は全部認可地縁団体にしてあるので、法人になってしまっているの
で、簡単に解散ができない。精算事務が必要になってくる。ただ出入りは自由。

(副会長)

だから、解散したらどうなるのかという時に、例えば高齢化で誰も活動する人がい
なくなった自治会は全国を見るとたくさんあって、そういうところはどのようにしているか
という、結局、近隣と合併です。自治会の組織を維持している形ですから、おそら
く伊賀でも、多分10年の間に出てくると思うが、もしも活動を停止せざるを得ない住
民自治協議会があったら、そうしたらそこはやはり近隣の住民自治協議会と一緒にな
って活動を続けていくしかないのではないかな。

(委員)

まさにうちはそれです。というのは、もう十数軒しかない。今、だいたい残ってい
るのは70歳以上、若い人は数名。そういう状況の中で今、一つネックになっているこ
とがあり、今おっしゃいましたように、隣と一緒にあって、続けていったら良いとい
う話があるのですが、実は地縁団体組織というのは一緒にする時は地縁団体組織とし
か一緒に成れない。

(副会長)

はい。財産がありますからね。

(委員)

そうなった時に、うちの隣もその隣も地縁団体組織ではないので、一緒に成れない。
そういった時にどうなるか。それが今の役員の悩み。もしこれの打開策があるのだっ
たら教えてほしい。

(副会長)

だから、私は住民自治協議会が必要だろうと思っている。要するに、もう間もなく
財産区を持っているところは動きが取れなくなる。認可地縁団体で財産を持っている
自治会も動きがとれなくなる。解散ができないから。そうすると、財産を管理してい
るだけで、どうしようもない団体がポツポツできる。ではどうするのかという話。も

うここ 10 年の間にでてくる。だけどその地域には住民は住んでいるわけで、買い物ができなくなるとか、いろいろなことが出てくる。そういうところに、もちろん伊賀市社協が頑張ってるけれども、全部の作業ができるわけではない。そうすると昔のような隣近所の助け合いというものももう一度必要になるはずだし、それをやっていくためには、今年の 10 月 1 日には労働者協同組合法もできて、そしていろんなそれをやれる法人格ができてきているわけだから、それを、住民自治協議会を母体にして労働者協同組合作って少しでもお金を稼ぎましょうとか、そういうことができるような仕組みを今作っておかないと、まずいなと思う。この自治基本条例を考えた当時よりも遥かに事態は深刻になっていて、そして自治会が何とかなるだろうと皆さんおっしゃいますが、私は、自治会はもう何ともならないだろうと思っている。特に伊賀のように昔からずっとあるところは財産区を持ってしまっているから。財産区を持ってしまったらもう新規には誰も入れない。そして明治以降あった財産の管理だけをいつまでやるのだらうということだが、それはもうそれとして、自治会というか財産区がやれば良い。それから認可地縁団体は、言われて作っちゃったけれども、財産を持つちゃっているから、法人格を与えましょうという話でやっちゃったから、だから財産を処分しないともう解散もできない。だから、あれはもう二進も三進も行かない制度だと私は思っていて、だからそれも交えた住民自治協議会でいろいろ住民が相互に支援できるような仕組みを今こそ作っておかないと、これはまずいのではないかなと思う。

(委員)

打開策はないということか。

(副会長)

だから住民自治協議会に期待するしかないと思う。

(委員)

確かに、いわゆる自治会が維持できなくなるのは人だけではなくて、実際人は人なのだが、役員のみ手が本当にいない。代表者がいないということでもう無理かなという場合がほとんど。住民自治協議会自体も合併したら良いじゃないかという話は、確かに思うのですけれども、広域化してしまう。要するに市町村合併と同じような効果になって、なかなか声が届けにくくなってしまう。

(副会長)

そこは思います。

(委員)

機能を維持していくこと自体も難しくなるのではないかなという気はする。

(副会長)

そんな気はするが、全く無くなってしまふよりはマシだろうとしか今の段階では言いようがない。

(委員)

とりあえずこの委員会でも作って行政側からの受け皿を確保していくほかないのかなと思う。

(副会長)

そんな感じはちょっとします。

(委員)

うちも先ほど言われたように自治会が消滅するという意見がこの1月ぐらいいあって、解散の寸前までいった。ではやめますかと、やめられても結構ですよと話をした、だが、そうなったら何が負担になってくるかという、街の灯りが消える、街灯が消えますよ、と。これをどこから出すのですか。住民で出してもらったら一番良いが。それが永遠続くと真っ暗な街になりますよと。ということでおどしもあるのだけど、そうしてみんなで一緒にやっという事で結局そんなことで、今現在に至っている。

(会長)

地域振興委員会については、委員会の形で残すのか、それとも何らかの支援みたいな形で残すのか、残し方は何かあるのかなという気はするが、セーフティーネット的なものを全く無しにするということについては、少し消極的なご意見が多数かなという気がする、そこは繰り返しになるが、委員会のような「組織」として残すのか、それともセーフティーネットを用意するというような「考え方」として、残すのか、そのあたり含めて次回またご検討いただくということによろしいか。

地区連合会の方はどうか。地区連合会は実態として今、存在しますし、今後も継続していただくという方向かなとは思いますが、それを条例に根拠を残しておくのか、それとも、条例の規定としてはもう削除ということにするのか、このあたりについてご意見をいただければと思うがいかがか。

特に残すべきだというようなお考えがあればぜひご発言いただいと、良いかと思う。

(委員)

私は残すべきだと考えている。実態としてうちの地区は3自治協があり、その3つで連絡会という形で情報共有を行っている。そこで政治的な決議とか、そういったも

のをするのは少し問題があるかと思うが、市の新規事業等の説明を受けたり、また、旧村としての対応すべき案件だったりというのもあるので、そういうものを連絡会でしているのだが、それを条例の中で定義づけていただいたら、いけるかなと。これについては市長が任命というのは、任命権は持たせても良いが、3地区の中で互選をした者を市長が任命するというような形にさせていただかないと、自治協は市民の集約の場だと言いながら、連合会が市長の配下に入るような話というのはいささか無理がある。連合会にも諮問・答申権、そういったものを付与していただけたら良いのかなと。1つの地域だけではできないものを連合会の中でやっていくという形もありかなと。その棲み分けというのは書きぶりによって変えていかなければならないと思うが、地域に密着しているのが各自治協で、旧村なり旧郡部でしないといけないことは、そこです。あえて旧郡部と言ったのは、うちの地区は3自治協しかないので、それで発案しても、そういう中であるが、郡の中で発案すればまたそれは1つの大きな地域的なものがある。そのあたりの書きぶりはまだ想像つかないが、置いた上で残していただきたいと思う。

(会長)

仮に条例上の根拠を残すとして基本条例の方に残し続けるのか、それとも別の組織条例の方で規定するのかという点についてはいかがか。

(委員)

基本条例の中には目的、文言だけは残して、あとは組織条例の中で、細々したものを載せるというのが、私の条例区分の考え方。

(委員)

私も残していただきたい。行政との関係については、推進会議を2ヶ月に1回ずつ行っている。3地区、3まちづくり地区協議会が行政と一緒にいろんな協議や、事業をしていくことを共有しているが、年に1回か2回、その地域全体のいわゆる開発や、いろんなことについての意見の共有、それから、それぞれの地域に起こっている問題を、情報共有することによって、その地域がそのことについて知って、いろんな意見を述べて情報を共有しながら進めていくということをやっていくために、今まである連合会をぜひとも残していただいて、基本条例の中に文言だけはきちっと残す。細部については、それはそれで決めていったら良いかなと思う。

(会長)

これも残し方ですかね。資料3を見ると、やはり少し座りは悪いなと思う。地域振興委員会、そして住民自治地区連合会の規定だけがこんな詳細な形で残り続けるというのはないと思う。

(事務局)

今、地区連合会、地域振興委員会の規定がいくつかの条文に分かれて載っているが、基本的には住民自治協議会に付与されているようなルールが、これらに対しても有効だというような規定になっていると理解していただいて良いと思う。広範囲な分野に影響があるようなものについては、そこの同意が欲しいとかということだと思うので、市との約束事の中で言うと、住民自治協議会さんとの約束事さえ決まっていれば、その返答の仕方というのは、複数自治協の連名でアクションを起こしてもらおうということも可能だと思うし、もし仮にこの条例の中にルールが無かったとしても、そういう連絡会であったり、情報交換するような場所であったり、共に行動を起こすような組織体になっていただくということは可能な話だと思うので、条例に載せるか載せないかで、載せる工夫は一度してみるが、住民自治協議会の規定と重複する今のような書き方をすると、結局同じようなことが載っていたりするので、そこをどうシンプルに書くか。例えば、住民自治協議会の権能の条文に、この権能は一緒になって取り組んでアクションを起こしても良いというような書き方をするとか、そんな作業を一度検討したいと思う。

(委員)

うちの地域は3つの地域があって、それぞれカラーがある。だから、それぞれの自治協に任せて全てをやるというわけにはいかないで、3つの地域が寄って合議をしながら、検討して行政に対して話をするとか、住民の皆さん方に徹底をするとかしないとなかなか伝わっていかないし、うまくまわっていかないで、そのためには連合会という組織はこれからも必要かなと思うので、何かの形で残していただきたい。

(会長)

自治協同士の情報交換としては自発的に実施していただくということかなと思うが、ただ自治協の区域を跨るような行政施策に関して、市と自治協がどういう形で関係を取り合うのかということについては、整理が必要だなということはおっしゃるとおりだと思うので、その方向で次回までに検討していただきたい。

(事務局)

実務的なことで言わせていただくと、例えば総合計画を作る際、地域の声を聞きたいと思った時に、39の自治協さんに諮問すべきなのか、連合会にした方が良いのか、どうなのだろうと悩んだりする時もあるので、一つの書き方で統一はしておきたいなと思うが、迷うのが辛いというのが行政的に言うところ。それと、先ほど委員も言われていたが、役所ってやはり何かする時は地域の声を聞かないといけないということが頭の中にあるので、どうしても自治協さんへ行って説明をさせてもらって理解を求

めていきたいという思いがある。一方で、そんなに来られると地域は困るという声もアンケートの中でたくさん出ていたということは、役所からの宿題が多いということもあるので、地域もしんどいし、我々も、説明させてもらわないとなかなか次に進められないと思いつつ行くが、行ったら地域からはすごく厳しいご指摘を受けて、そのあたりが空回りといったら言い方が失礼ですが、何か良い関係性を保つ方に、この条例も少しでも見直し検討ができればなと思っている。

(委員)

それはやり方で、いきなり来るから大変なので、少し前ぶれで来ていただくと、いろいろと区長さん方とも話ができるし、隣の自治協とも話ができるが、一週間前にこの事について言ってくるから、ちょっと待ってくれよと、そんなことできないぞというようことが多くあるので、しんどいよということ。

(委員)

うちは市から、よく事前の打ち合わせをするのでと連絡をくれますので、よくわかる。友好的にやっている。

(事務局)

総論としては、皆さんも地域の声を聞きながら前へ進めてほしいということは理解いただいていると思うが、やはり各論に入ると、作業、宿題が多いので地域の中でもう1回フィードバックして、一定の答えを出すという宿題をたくさんもらうとしんどいということも本音だと思うので、そのあたりを、条例の中でそんなことまで書けないと思うが、良好な関係を保つために、将来を見据えた条例にしないといけないということでは、これから先どんどん人も減っていく中でのまちづくりをどうしていくかというようなことを、念頭に置いた条例にしていけないといけないと思う。

(会長)

本日は第4章全般についてもご意見をいただきたいと考えていたが、時間が来ましたので、それは次回ということにさせていただければと思う。どうしても御発言されたいという方おられたらいただきたいと思いますがいかがでしょう。

—意見なし—

①人権の視点 (第3条第1号)

(会長)

もう一つ、人権の視点については本日ご議論いただくというよりは今後の議論のための資料をご用意いただいたというようなことなので、今後の議論のための資料に

ついて、一通りご説明いただき委員の皆様と共有を図りたいと思う。では、お願いします。

(事務局)

【資料1】、

【参考資料8】について説明

- ◆①～⑤・・・国、県の法令
- ◆⑥～⑪・・・伊賀市の条例、計画
- ◆⑫・・・市民意識調査

(会長)

次回以降、審議をさらに深めていくための資料の共有ということでご説明いただいた。何か質問などあるか。

(委員)

審議会の検討結果ということで資料1をいただいているが、公開討論会のことも私、言わせていただいた。それは、YouTubeとか、生中継で編集のないようにしてくださいという意味で言った。私は最初から「部落差別をはじめとする」という文言は消してくださいということを言っているが、理由としては、会議が始まった最初にも言ったが、個別条例に、きちんと「部落差別をはじめとするあらゆる差別を撤廃する条例」という立派な条例があるわけで、それがあからあえてこの伊賀市の憲法ではないかと位置づけられるような条例の方にその文言を入れる必要がないということを再三言っている。伊賀市自治基本条例というものはそうそう変えるものではなく、普遍的なものであるということ、会長もおっしゃっている。普遍的なところに解消しないといけない、いずれこの世の中から部落差別というものがなくなるといけないものをなぜ入れる必要があるかということ。普遍的なところにそういう文言を入れたら駄目なのです。無くさないといけないのだから。それは個別条例の方でやっているということがあるので、集約すると、普遍的なものを作ろうとしている自治基本条例の中に無くさないといけない部落差別ということ固定化して書いては駄目だと思う。

(会長)

この点もしっかりと議論していかないといけない論点だと思っているので、また次回意見交換をさせていただきたいと思う。

(事務局)

誰かに聞くということがなかなか難しいだろうなというような話が前回出ていた話だったのかなということで、前回の話として、この審議会の中で、どうやって論点整

理をしていくかという時に、より客観的なものを使って議論を深められたらなという意見が出ていたのかなということ踏まえて、今回、アンケートの結果や、国、県の法律とか条例がどうなっているのかっていうことを宿題として持ち帰らせていただいたというふうなことでご認識いただきたいと思う。

(会長)

他にいかがか。

—意見なし—

(会長)

ありがとうございます。進行の不手際もあり、長時間にわたって大変失礼いたしました。本日の審議事項を全て審議し終えましたので進行を事務局にお戻しします。

閉 会

(事務局)

岩崎会長ありがとうございました。また委員の皆様におかれましても慎重にご審議いただき誠にありがとうございました。それでは、本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。